

令和7年度 ホームページ作成費補助事業のご案内

この制度は、区内中小企業が販路拡大等を図るため、製品や技術等を広くPRする手段として、インターネットを活用したホームページを新規で作成する場合、または既存のホームページを全面的に改修するための経費の一部を補助するものです。

申請期間

令和7年4月1日～令和8年2月27日まで（必着）

補助額

受付順で予算の範囲内とする。

補助事業	補助金額	補助上限額
1 ホームページ作成・改修	補助対象経費に 2分の1 を 乗じて得た額 (千円未満切捨て)	日本語のみ 5万円 外国語対応 8万円
2 ECサイト新規構築		10万円 補助事業1と同時申請の場合のみ対象、上乗せ補助。
3 PR動画の作成・掲載		2万円 補助事業2,3のみの申請は対象外。

申請資格

1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。（ただし東京信用保証協会による信用保証の対象外となる業種及びホームページ作成・改修を業務としている企業は除く。）**※区内に本店または事業所があることが、作成・改修したホームページで確認できること。**

- 区内で引き続き1年以上事業を行っていること。※葛飾区が実施する創業塾の講座を全て受講し創業したものは1年未満でも対象とする。
- 前年度の法人住民税、個人事業主の場合は葛飾区の特別区民税（区外在住の場合葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税）を滞納していないこと。
- 国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
- 過去2年度に本補助金の交付を受けていないこと。（令和5、6年度に利用した場合は不可。）ECサイト新規構築、PR動画の作成・掲載は初回申請時1回限り。
- ホームページの作成・改修に**着手する前**であること。
- 葛飾区暴力団排除条例（平成24年葛飾区条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団であるもの又は代表者、役員若しくは使用人その他の従業員若しくは構成員が同条第2号に規定する暴力団員若しくは同条第3号に規定する暴力団関係者でないもの。

対象経費

- 1 補助事業者が新規に独自のホームページを作成するための委託料
 - 2 補助事業者がすでに作成したホームページを全面的に改修するための委託料
- ※改修とは、画像の差し替えやページの追加等ではなく全面的なデザインの変更を指します。

(例)



- 3 上記 1、2 に合わせて、新たに外国語対応するための経費
(※日本語を含めて 2 か国語以上の言語 に対応していること。ただし、一部のみや改修前のホームページが外国語に対応している場合は対象外。)
- 4 上記 1、2 に合わせて、作成したホームページ内に、補助事業者が事業 P R のために新規に E C サイトや P R 動画を作成・掲載するための委託料

対象外経費

- 1 パソコン・ソフト等設備購入費、ドメイン維持費、サーバー維持費等
- 2 作成する W e b ページが、他の者が主催するサイトの一部となるもの
- 3 外国語対応のみの改修
- 4 ホームページ作成業者に直接業務を委託せず作成するもの（仲介業者に委託して作成するもの）
- 5 EC サイト、PR 動画維持管理のための費用
- 6 補助事業者の事業以外の EC サイトや PR 動画を作成・掲載するための委託料

申請方法・書類

ホームページの作成・改修に着手する前に申請してください。

書類に訂正箇所がある場合、差し替えでの対応となります。

- 1 葛飾区ホームページ作成費補助金交付申請書（第 1 号様式）
- 2 葛飾区ホームページ作成事業計画書（第 2 号様式）
- 3 企業概要（第 3 号様式）
- 4 個人事業主の場合は、開業届の写しまたは直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し 2 年分

- 5 ホームページの作成に係る委託料の見積書の写し
- 6 法人・・・前年度の法人住民税納税（非課税）証明書（※領収書等は不可）
個人事業主・・・特別区民税納税（非課税）証明書（区外在住の場合は、特別区民税納税（非課税）証明書及び居住地の区市町村民税納税（非課税）証明書）
- 7 EC サイト新規構築、または PR 動画の作成・掲載を行う場合は委託費の見積書の写し

補助金の交付

ホームページ完成後、必要書類を提出し、交付決定通知書に基づき交付いたします。

実績報告書の提出期限は令和 8 年 3 月 3 1 日までです。

提出期限までにホームページが完成していない場合や、必要書類の提出がない場合は、補助金の交付ができません。

申請書

葛飾区ホームページでダウンロードできるほか商工振興課で配布いたします。
提出は下記申請先に郵送またはお持ちください。

申請・問い合わせ先

葛飾区 商工振興課 工業振興係

〒125-0062

葛飾区青戸 7-2-1 テクノプラザかつしか内

電話 03(3838)5587

Q & A

Q 1 ホームページの「新規作成」とは。

A 現在ホームページを持っていない事業者が、新たに自社のホームページを作成することを指します。

Q 2 ホームページの「改修」とは。

A 現在持っているホームページが古くなった等を理由に全面的に改修することを指します。
画像の差し替えやページの追加のみでは改修には当てはまらないのでご注意ください。既存の HP がある場合は改修で申請してください。

Q 3 法人都民税の納税証明書は原本でないと申請ができないのか。また、領収書で代用することはできないか。

A 法人都民税の納税証明書は原本の提出となります。税の滞納がないことを確認させていただいておりますので、領収書では申請いただけません。

Q 4 法人都民税の納税証明書はどこで取得できるのか。

A 葛飾区役所 2 F 都税事務所で取得（有料）することができます。

Q 5 申請書類の提出は郵送でも良いか。

A テクノプラザかつしか 2 階の商工振興課工業振興係へ持参のほか、郵送での提出も受け付けております。

Q 6 既に自社のホームページを持っているが、新しく立ち上げた事業のホームページを作成したい。この場合、補助金を申請することはできるか。

A この補助金は自社のホームページをお持ちでない場合、または既存のホームページが古くなる等、全面的な改修を行う場合が対象となります。そのため、既に自社のホームページをお持ちの場合は補助金の対象外となります。

Q 7 年度末に補助金の申請を行いたいのだが、問題はないか。

A 補助金の申請は 2 月 27 日までですが、3 月 31 日までにホームページの作成事業を完了し、実績報告書、制作委託先からの請求書と領収書を提出していただく必要があります。そのため、余裕を持ったご申請をお願いいたします。

Q 8 個人事業主として葛飾区内で 1 年以上事業を営んでいるが、税務署に開業届は提出していない。他の書類で代用はできないか。また、区外にも事業所があり、その事業所のホームページを作成したいが、補助金の対象になるか。

A 開業届が提出できない場合、直近の確定申告書（第一表、第二表）の控えの写し 2 年分を提出してください。また、区外事業所のみのホームページは対象外となります。区内に本店または事業所があることが、作成・改修したホームページで確認できない場合は、補助金の対象となりませんのでご注意ください。

Q 9 個人事業主で葛飾区外に住んでいる場合、どの納税証明書を添付すればいいか？

A 葛飾区特別区民税（事業所課税分）と居住地における区市町村民税及び都道府県民税の納税証明書が必要です。

Q 10 EC サイトを新規で構築しようと思いますが、対象になりますか？

A EC サイトのみでは対象となりません。新規作成もしくは改修と同時に行った場合が対象となります。